

平成23年7月14日

緊急要請書

【東京電力福島第一原子力発電所の
放射能漏洩事故の早急な対応について】

安達地方市町村会

二本松市長 三保 恵一

大玉村長 浅和 定次

本宮市長 高松 義行

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故の 早急な対策を求める緊急要請

地域住民は、福島第一原子力発電所事故収束の兆しがいつまでも見えないことから、日ごとに恐怖や不安と苦しみを増し続け、更には怒りとなっております。

一刻も早く信頼できる事故収束への道筋を示すとともに、撒き散らした放射性物質による被ばくを少しでも回避するため、放射性物質に汚染された廃棄物の処理と除染などについて、直ちに対策を講ずるよう強く要請します。

記

1 側溝の土砂・汚泥の処理

災害防止や児童・生徒の通学時の被ばくをできる限り抑えるためにも、側溝等の清掃が必要になっているが、土砂・汚泥の一時保管場所が確保できず実施できない状況にある。

早急に最終処分が可能となるまでの一時保管場所の確保と最終処分施設を確保すること。

2 草木の処理

1と同様に除草が必要となっているが、焼却処理をした場合の環境への影響が不明のため焼却処理は見合わせ、また、一時保管場所も確保できないことから除草ができない状況にある。

草木についても早急に最終処分までの施設を確保すること。

3 仮設住宅のごみ処理

安達地方2市1村では、避難者の仮設住宅2, 239戸を受入れ、ごみ処理についても施設能力を超えるごみ量になる状況が推測されるが、被災の状況を十分考慮し、点検期間を短縮するなどにより緊急的に受け入れ処理をすることとした。

今後、施設の故障等の不具合により処理できなくなる事態も十分考えられることから、国及び県において、広域的な処理ができる体制の調整を図ること。

4 ごみ処理施設の新設

放射性物質により汚染された災害廃棄物を含む大規模災害時の廃棄物を安全に処理できる焼却処理施設及び最終処分施設を国及び県の責任において一刻も早く建設すること。

5 健康管理対策

有効な被ばく対策を講じるために、乳幼児・児童・妊婦等を最優先に住民のホールボディカウンターによる内部被ばく線量調査を実施するとともに、継続的な健康管理を行うこと。

6 モニタリングポストの早期設置

放射性物質の影響を受けている市町村に対して、24時間監視することのできるモニタリングポストを早急に設置すること。

7 事故責任の明確化

東京電力及び国の事故責任を明確なものとし、原発事故による放射能対策に要した全ての費用については、地方自治体の負担とならないよう東京電力の賠償または国の負担とすること。

8 除染対策等

放射能で汚染された住宅とその敷地をはじめ、全ての土地や建物及び道路等の公共施設の除染について、国が責任を持って行うこと。

また、市町村が行っている廃棄物処理において放射性物質が検出された施設等には、放射能に関する専門的知識を有する職員及び作業従事者を派遣すること。